

庁内関係課長 様

環境農林水産部環境管理室環境保全課長

微小粒子状物質（PM2.5）に関する注意喚起時の行動の目安の周知等について（依頼）

日ごろから、微小粒子状物質（PM2.5）対策の推進に御協力いただき、お礼申し上げます。

さて、当課では、早朝または午前中の PM2.5 の濃度が高くなり、日平均値が、国が定める注意喚起のための指針値（ $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ ）を上回ると予想される場合は、速やかに防災情報メールで注意を呼びかけることとしています。

11 月から 5 月にかけては、PM2.5 が高濃度となりやすい時期になることから、11 月 1 日（月）11 時に、防災情報メールの登録者に対し、下記の行動の目安の再確認をお願いするメールを配信するほか、ホームページ等で防災情報メールへの登録を呼びかけます。

つきましては、貴課におかれましても、呼吸器系や循環器系疾患のある方や小児、高齢の方がよく利用される貴課関連施設において、この機会に行動の目安や施設利用者への周知方法を確認されるよう、施設関係者への周知についてよろしくお取り計らいください。

記

○ 注意喚起時の行動の目安

- ・屋外での長時間の激しい運動や外出をできるだけ減らす。
- ・換気や窓の開閉を必要最小限にするなど、外気の屋内への侵入をできるだけ少なくする
- ・特に、呼吸器系や循環器系疾患のある方、小児、高齢の方は体調に応じて、より慎重に行動する。

<参考>

屋外での行事に関して、環境省 Q&A（「微小粒子状物質（PM2.5）に関するよくある質問」）では、次のような趣旨の内容が示されていますので、御留意ください。

- ・「屋外での長時間の激しい運動」として、マラソン大会のように呼吸器系への過度の負担が長時間続くような運動が想定され、運動会等の屋外活動は、長時間の激しい運動にはあたらないと考えている。
- ・PM2.5 濃度が注意喚起のための指針値を大きく超えない限り、運動会等の屋外での行事は中止する必要はないが、専門家会合において、日平均値が $140\sim 150 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超える場合、すべての人は長時間の激しい運動や屋外活動を中止すべきとのアドバイスがなされている。

※「PM2.5 の注意喚起時等の施設関係者向けマニュアル」を府ホームページに掲載しておりますので、参考にしてください。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kankyohozen/taiki/taikiosen.html>

<連絡先>

環境農林水産部 環境管理室 環境保全課
環境監視グループ 松田、金本
電話 06-6210-9621